

神奈川県の学童保育

「従うべき基準」を守る取り組み

—安全に安心して過ごすことのできる「毎日の生活の場」を守るために—

学童保育運動50年の歴史は、「学童保育」の理解を社会的に広めていく努力の積み重ねであるといえます。人間としての基礎をつくられる時期にある子どもが、子どもらしく成長するために必要な環境として学童保育の「質」を作り積上げ、そのことについて保護者も指導員も理解を深め、連携して働きかけてきました。この努力が、学童保育の公的基準「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（省令）公布へと結びついたのです。これは、今の「宝」ともいえます。大いに学童保育を社会的にアピールできるよう皆さんにご協力をお願いします。

地域での取り組みでお願いしたいこと

この「従うべき基準」を守る私たちの活動にとって、もう一つ大切なことは、事業の実施主体である市町村が条例で定めた基準を堅持することです。これは、市町村がその気になればできることです。

神奈川県では、私たちの請願によって県議会議長名で政府に対して意見書が提出されました。同時に、県に対し「質と安全性が確保されるよう引き続き市町村を支援するとともに、必要な予算を確保すること」という私たちの請願が採択されました。県や市町村において、これからの学童保育の質を維持し高めていくうえで力になる決議と言えます。

県連協と共に頑張りましょう

私たちの子どもへの思いに対する社会的な理解の広まりに自信をもって、市町村へ働き掛けることをしっかりと進めていきましょう。

神奈川県議会で請願が採択されました

神奈川県議会に向け、2月22日付けで請願を提出し、3月15日の県議会本会議にて全会一致で採択されました。県議会に提出した請願文章は以下の通りです。

放課後児童健全育成事業の質の向上にかかる県の施策と国への意見書提出を求める請願

日頃より学童保育(放課後児童健全育成事業)に対するご理解とご支援に感謝申し上げます。

私たちは40年以上にわたり、子どもたちに放課後のより良い育成環境をと活動を積み重ねてきました。2014年に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、翌年には「放課後児童クラブ運営指針」が制定され、私たちは「子どもたちに必要な基準や保育内容について明確にされた。仕事に厳しさが求められるがしっかりと進めていこう」と決意し取り組んできたところです。本県においては、制度維持の予算を確保し、特に「放課後児童支援員認定資格研修」「放課後児童支援員等資質向上研修」の実施にあたって意見を聴取していただくとともに、実務・実践科目等について講師を務めさせていただくなど、「質の向上」に実効ある配慮をいただいています。

しかしながら、国は地方からの提案を受け平成30年12月25日の閣議で「配置基準と資格要件の『従うべき基準』を『参酌すべき基準』とする」方向を示しました。これについては、「質の確保」への配慮が必要と考えるものです。

については、広域自治体である神奈川県が市町村に対する責務の遂行を徹底するとともに、厚生労働省、内閣府に対し放課後児童健全育成事業の水準が下がらないように神奈川県議会として次について議決するよう請願するものです。

1 神奈川県の施策として次を実施すること

・「従事する者」の員数と資格について現行の水準を維持し、質と安全性が確保されるよう、引き続き市町村を支援するとともに、必要な予算を確保すること。

2 国に対し、次の趣旨の意見書を提出すること。

・放課後児童健全育成事業の職員の配置基準の「従うべき基準」を「参酌すべき基準」とする場合には、質や安全性の確保が担保できるような形で実施するよう地方自治体に徹底すること。

第42回神奈川県学童保育研究集会（かな研）を開催

去る2月24日（日）の午後、横浜市神奈川公会堂において「第42回かな研」を開催しました。今年度は10月に全国学童保育研究集会（全国研）を神奈川県内で開催したことから、全体会のみでの実施です。

開会前には、全国研のために組まれた「KALIBAND」による「Gackdow Houwick」などの演奏がありました。開会し、来賓挨拶、基調報告と続き、さて、横須賀市の指導員が作成した「第53回全国研報告」の映像が流され、なつかしさが溢れます。子どもたち、がんばったな～。たのしかったな～。

そして、記念講演では福井雅英先生による『子どもの育ちと学童保育一生活をつくる安心の居場所一』を伺いました。先生の講演は面白く、興味深く、そして子どもの受け止め方など指導員にとって大切な視点を教えていただき濃い内容でした。保護者の皆さんからも、「分かりやすく面白かった」「また福井先生のお話を聴きたい」「子どもの言葉の背景を感じ取ってあげられる親になりたいと思った」「子どもに窮屈さを与えすぎないようにしなければと思った」との感想をいただきました。

「自分が種を蒔くのではなく、子ども一人ひとりがそれぞれのいろいろな種を持っている。それをどのように開花させていくのかはすべての大人にかかっている」というお話を心に刻み、日々の保育にまた頑張ろうと思うことができました。

最後に、ご多忙の中お越しいただいた来賓の皆さまにお礼を申し上げます。

3月15日付で、神奈川県議会から、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、全世代型社会保障改革担当大臣あてに提出されました。

放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供するものである。厚生労働省が定めた「放課後児童健全育成事業実施要綱」では、この事業の目的を、「近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、時代を担う児童の健全な育成を支援すること」としており、その重要性は、本県においても十分認識しているところである。

放課後児童クラブの質を確保する観点から、児童福祉法では、「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」とし、また、「市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童クラブの従事者及びその員数については国の定める基準に従い定め、その他の事項については国で定める基準を参酌するもの」と規定している。

こうした中、専門人材の不足が深刻化していることを受け、国は平成30年12月25日の閣議決定において、放課後児童クラブの人員配置等に係る基準を、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に緩和する方向を示した。このことにより、各市町村において地域の実情に応じた施設の設置・運営に取り組めることとなったが、その反面、質の高い人材を確保できないと、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準」を満たせなくなる可能性も考えられる。

よって政府は、放課後児童クラブの人員配置等に係る基準を「従うべき基準」から、「参酌すべき基準」とするに当たっては、放課後児童健全育成事業の趣旨を十分に踏まえ、その質や安全性について、全国的に一定の水準が確保されるよう、総合的な方策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

神奈川県議会議長

2019年4月号からの「日本の学童ほいく」誌

2019年4月号から始まった新連載をご紹介します。

講座 子どもたちの「いま」—共に歩む大人が大切にしたいこと

中西新太郎(関東学院大学)

「実際はとても窮屈な毎日をおくっているのが、いまの子どもたち、若者たちではないか。子ども・若者のそんな「いま」をしっかり受け止め、彼ら彼女らの成長を支えるために大人が大切にしたいこと、すべきことを考えていく」講座です。「子どもと共に歩むための手がかり」は指導員にも保護者にも大切な視点ですね。

連載 のぞいてみよう昆虫の世界 清水聡司(箕面公園昆虫館)

2013年度、2014年度にあったシリーズの復活です。執筆の清水先生は「夏休み子ども科学館電話相談」で昆虫の部を担当されているそうですが、なかなか面白い回答をされるようです。第1回「小さい」も面白い切り口だな〜と(虫は苦手ながら)次回以降を楽しみにしています。巻末の写真とあわせて子どもたちと楽しんでみませんか?

★★「日本の学童ほいく」を読む仲間を増やしませんか? 見本誌、チラシもあります。

指導員仲間、保護者仲間でご共通の話題作りにお役立てください。



私のおすすめ「日本の学童ほいく」

毎月の運営委員会で、「私のおすすめ『日本の学童ほいく』」を地域持ち回りでご紹介いただいています。

2月は横浜の堀さんからのおすすめです。

2019年2月号は「全国研in神奈川」の特集です。全国研全体会当日は役割のため、増山先生の講義を聞けませんでした。2月号で雰囲気はわかり、お得だと思いました。

また、「出会い集い父母会」(P.68)の『子どもたちのために』を合言葉に、現役保護者ではないので保護者会には出ませんが、今も連協や運営委員会等で学童保育に毎晩関わっていて子どもと会話する暇がありません。現役保護者時代「何で…?」と思ったこともありましたが、キャンプの引率など子どもに近いところで、結局「子どものために」頑張ってきたことを思い出しました。

3月は綾瀬市指導員の佐伯さんからのおすすめです。

2019年3月号より P.28〜「子どもに充実した生活を保障するために—指導員体制・連携と協力の在り方を考える」を読み衝撃を受けました。指導員の体制が組めないときは、保護者に応援を頼み、一人きりでの保育はしませんでした。子どもの気持ち、指導員の責任の重さ。恐ろしいと思いました。

堀さん、佐伯さんありがとうございました。皆さんはどのような感想を持ちましたか?

2019年3月号~4月号に掲載されている神奈川からの投稿

<2019年3月号> 特集 「学童保育指導員の連携と協力—子ども理解を深める」

★こどものひろば 厚木市 まなみちゃん(1年) / 横須賀市 湊季ちゃん(1年)

☆読者のひろば 「連絡帳を読み返してみると」横浜市保護者 佐藤 由実さん

<2019年4月号> 特集 「春❀ようこそ学童保育へ」

★特集 「一人ひとりの思いに、心を寄せて」平塚市指導員 三石かおるさん

☆出会い集い父母会「思い合って、つながろう、学童保育の輪!」

横須賀市保護者 伊藤綾乃さん

★こどものひろば 寒川町 まなみちゃん(1年)

☆読者のひろば 横須賀市指導員 鈴木千鶴子さん

活動報告(2月～3月の主な活動報告)

2月1日(土)～2日(日) 全国運営委員会
 2月23日(土) 全国連協 シンポジウム
 2月24日(日) 第42回かな研

3月17日(日) 全国「日本の学童ほいく」推進会議
 3月17日(日) 県連協 認定資格研修講師団会議
 他 第1木曜日 定例運営委員会を実施

♪ 地域連協だより ♪

横浜連協だより

横浜市には228の学童があり一万人以上の子どもが通っています。多くの学童が保護者会運営であり人の関係が密なクラブが多いです。6年生まで通う子も多く、そんな子は多くの兄弟姉妹がいる感覚を持てる家庭的なところがいいと言います。

家庭であるならいつまでも続いて欲しいのですが、横浜の学童はちょっと難しい状況にも面しています。子どもの居場所の質の向上を目論み、4年前から条例で一人当たりの面積が厳しく定められました(1.65m²)。これにより広い場所への移転や分割が必要となるクラブがあるのですが、家賃が高く物件も少ないエリアでは今年度末の猶予期間終了までにめでたく完了とはいかないクラブが多いようです。面積が足りなければ定員削減、1年生入所制限、上級生退所といったことになり保育費アップにつながります。

学童に通いたくても通えないという子どもが出てきかねません。せっかくの学童が高嶺の花のようではあるべき姿からはずれています。

今月の総会で決まることですが、横浜連協では保育料減額のための補助制度の改善を一つの柱として来年度活動する予定です。他には指導員の人数配置と処遇改善、保護者運営の負担軽減などもうたえていきます。子ども、親、指導員、アルバイトさん、皆が笑顔になるように活動します。

次号の「地域連協だより」は相模原市連協が担当です。

お楽しみに！



神奈川県学童保育連絡協議会HP
[\(http://kanaken.onushi.com/\)](http://kanaken.onushi.com/)



<これからの主な予定>

- 4月13日(土)～14日(日) 全国運営委員会・学習会(東京)
- 5月11日(土)～12日(日) 全国合宿研究会(京都府)
- 6月2日(日) 第44回全国指導員学校・南関東会場(神奈川県立保健福祉大学)
- 6月30日(日) 第44回神奈川県学童保育連絡協議会定期総会(横浜市従会館)
- 10月19日(土)～20日(日) 第54回全国学童保育研究集会 in 京都

*その他、運営委員会は毎月第1木曜日、役員会は運営委員会のある週の月曜日に開催しています。